

国際分類第9版対応の書換ガイドライン発行にあたり

商品区分及び商品の書換は、書換申請時に効力を有する商品区分及び商品の国際分類の版に即して行わなければなりません（商標法附則第2条第1項）。

本書は、平成4年3月31日までに出版された体系の異なる旧商品区分及び商品を申請時に効力を有する商品区分及び商品に書き換える際に書換申請を行う商標権者の書換に係る負担を軽減し、書換制度を円滑に運用することを目的として、平成9年に初版（国際分類第7版対応）、平成13年に（国際分類第8版対応）が発行されました。

この度、国際分類が第8版から第9版へと改訂（平成19年1月1日発効）されることにともない、我が国は、これを履行するために、商品及び役務の区分を定める商標法施行令別表の一部改正（平成18年政令第342号 平成18年10月27日公布）及びこの商品及び役務の区分に属する商品又は役務について規定する商標法施行規則別表の一部を改正（平成18年経済産業省令第95号）しました（平成19年1月1日施行予定）。

そこで、これらの改正に対応した新たな「書換ガイドライン」を〔国際分類第9版対応〕として発行することといたしました。

本書が、書換申請のために活用され、今後とも書換制度の適切かつ円滑な運用の手助けになることを念願するものです。

平成18年12月
特許庁 商標課